

第 8 回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成 3 0 年 8 月 2 8 日

出席者	1. 菊池勇夫 2. 中野誠五 3. 甲斐奉文 4. 中田辰美 5. 森田正春 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 田野敏広 9. 山口時義 10. 藤本政嗣 11. 黒木民徳 12. 藤田博文 13. 菊田正光 14. 竹田親吏
議事録署名人 4 番 中田 辰美 委員 5 番 森田 正春 委員	
開催時間 開会 AM 1 0 : 0 0 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 一同、礼。 ただ今から、平成 30 年第 8 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 お座りください。 本日は全員出席で、ただ今の出席委員は 14 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 会長、よろしくお願いいたします。
議長	<挨拶> それでは日程表に従いまして、平成 30 年第 8 回総会を進行していきます。 日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。4 番中田辰美委員、5 番森田正春委員、よろしくお願いいたします。 続いて日程第 2、会期の日程は本日 1 日といたしますがよろしいですか。 <異議なし> 異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。 それでは日程第 3、議案審議に移ります。 議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。
局長	2 ページをお開きください。議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、承認

	を求める。平成 30 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 86 番と 87 番の 2 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。
事務局員	4 ページをお開きください。受付番号 86 番と 87 番ですが、譲受人が同一のためあわせて説明いたします。 申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 80 歳の方です。 受付番号 86 番、譲渡人が、美郷町西郷田代の 58 歳の方です。申請地は、西郷田代字舟戸差金の田 1 筆と、字道野ノ原の畑 1 筆。合計 2 筆の 2,199 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は栗と野菜となっております。 受付番号 87 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 67 歳の方です。申請地は、西郷田代字道野ノ原、畑 1 筆、869 m²になります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、杉苗の植栽となっております。 契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、現在の所有面積は 0 m²ですが、今回の売買により下限面積はクリアとなります。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5・6 ページが地籍集成図であります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
中野委員	2 番、中野です。ただ今の事務局の説明のとおりであります。譲受人の本職は散髪業ですが、数年前から奥さんと 2 人で杉苗の植栽を行っております。80 歳と高齢であります、やる気は十分で地域の模範になっている人です。また良き指導者でもありますので、何の問題もないと私は思っております。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 86 番と 87 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 23 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長	7 ページをお開きください。議案第 23 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。平成 30 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。8 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号 88 番の 1 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。
事務局員	資料は 9 ページになります。受付月日は、平成 30 年 8 月 17 日。申請人は、美郷町北郷宇納間の 59 歳の方です。申請地は、北郷黒木字飯谷、田 1 筆、畑 3 筆の 594 m²になります。現況地目は、山林と原野となっております。所有者は申請人と同一であります。調査月日は、平成 30 年 8 月 17 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難であるためとなっております。10 ページが地籍集成図、11 ページが現況写真となっております。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。申請地は、国道 388 号線から 2 km ほど山のほうに入った道路沿いの土地であります。父親の代から農地しての使用はないそうで、原野や山林となっており、今後も農地として使用する事は極めて低いということで、非農地としての届出となりました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 88 番に質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 88 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 24 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	12 ページをお開きください。議案第 24 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。13 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 89 番の 1 件となっております。詳細については担当がご説明いたします。
事務局員	資料は 14 ページになります。受付番号は 89 番です。申請人が、美郷町北郷宇

	納間の 59 歳の方です。申請地は、北郷黒木字下モノ前、畑 3 筆、1,851 m²になります。申請の理由は、申請地は周囲を山林に囲まれ地理的条件が悪いため、故兄が杉を植林したものであり、申請地を相続後に植林していたことが判明したため今回の追認申請となったということです。転用後の用途は山林。転用の時期は、平成 23 年となっております。15 ページが地籍集成図、16 ページが始末書、17 ページが現況写真となっております。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
柳田委員	7 番、柳田です。亡くなった兄から相続したのですが、調べたところ杉が植林してあったため、この際整理してから相続したいということで申請があがってきました。ご審議よろしくをお願いします。
議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 89 番に質疑のある方は挙手をお願いします。 <なし> 無いようですので採決に移ります。受付番号 89 番に賛成の方の挙手を求めます。 <全員、挙手> ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてですが、ここで一度暫時休憩といたします。 <休憩> それでは、休憩を解いて本会議に入ります。 諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。
局長	18 ページをお開きください。諮問第 1 号、美郷町農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について。農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定により、美郷町農業振興地域整備計画の変更を行うため、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により変更する農業振興地域整備計画の提出があったので、意見を求める。平成 30 年 8 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。19 ページから意見書を添付しております。詳細については担当がご説明いたします。
事務局員	20 ページをお開きください。変更内容につきましては、農業振興地域整備計画

	の農振農用地の編入になります。用途区分は樹園地（梅園）。土地の所在地は、美郷町南郷水清谷字内ノ口の 1 筆、3,760 m²になります。変更理由は、当該地を中山間地域直接支払対象農地として位置づけ、農業振興を図る上でも必要不可欠な土地に該当すると認められるためとなっております。21 ページが変更理由書、22 ページが航空写真、23 ページが現況写真となります。以上です。
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
藤田委員	12 番、藤田です。22 ページの航空写真を見ていただくとわかりますが、印のあるところが、平成元年に事業で造成された場所です。今回の申請地は、所有者自身が現状のように造成したところです。その後に中山間直接支払等が始まり、対象農地でないため交付金が入ってこないということで、編入の申請に至ったということでもあります。以上です。
議長	個人造成部分の山林からの編入となるようですが、意見はありませんか。
林田委員	はい。
議長	どうぞ。
林田委員	6 番、林田です。西郷でも以前同じような編入を許可した経緯があります。その土地は現在荒れ放題になっていて、指導しても改善しませんでした。申請地は現況写真を見る限りではきちんと管理されているようですが、西郷での失敗を考慮して進めてもらうといいと思っています。
議長	私から確認ですが、所有者は水清谷の梅生産組合の会員さんですか。
藤田委員	発足当時から一緒にやっている方です。
議長	組合員でありますので、農地が荒れるということは問題ないと思います。他にありませんか。 <なし> 本案件につきまして、編入に同意される方の挙手を求めます。 <全員、挙手> 諮問第 1 号については、編入に同意するという意見といたします。それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。
以上を持ちまして、平成 30 年第 8 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。
一同、礼。
お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 中田 辰美

美郷町農業委員会 委員 森田 正春